

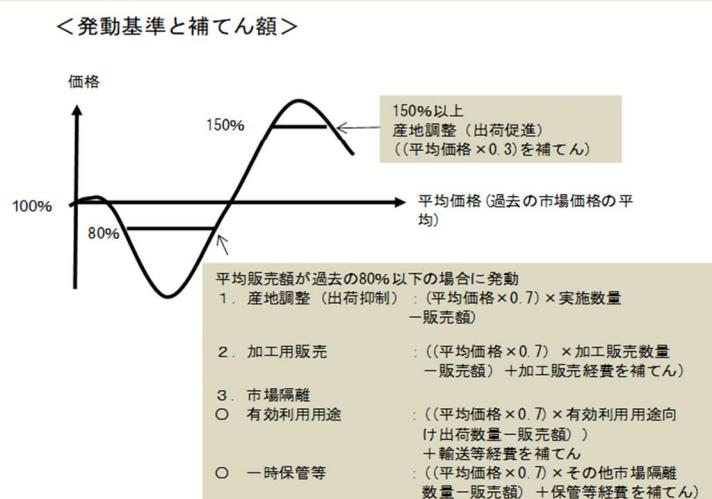
○需給調整・価格安定対策

■制度の目的

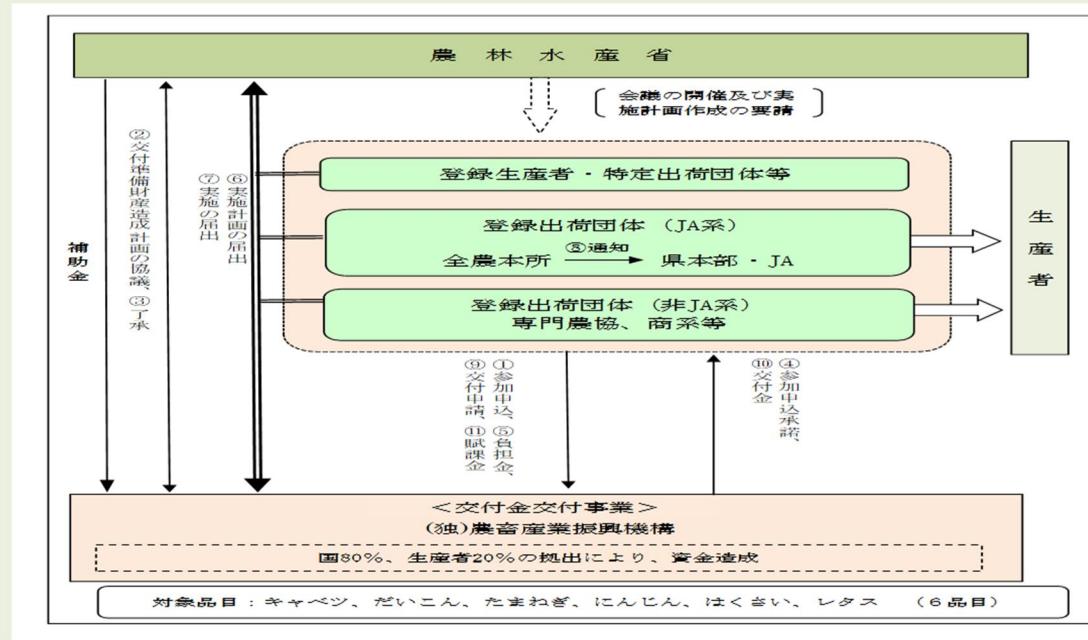
野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいこと、また、流通量も多いことから、これらの価格と供給の安定を図ることは、国民消費生活上も極めて重要であるので、国が緊急需給調整対策を実施することとしています。

■事業の仕組み

価格低落時には、生産者側の発意により、生産者も1/5を拠出した資金を用いて、産地調整(出荷抑制)、加工用販売、市場隔離(有効利用用途、一時保管等)を実施し、価格高騰時には、供給の安定に向けた要請を関係者に行うほか、産地調整(出荷促進)を実施しています。



■事業の流れ



【令和6年度交付実績：104百万円】

(4) 特産関係（砂糖・でん粉）

○砂糖価格調整制度

■制度の目的

砂糖価格調整制度は、価格の安い輸入糖から調整金を徴収するとともに、砂糖との価格差が存在する異性化糖や輸入加糖調製品との価格調整を行うために、これらの物品からも調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しゃ糖の国内産糖製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産糖の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

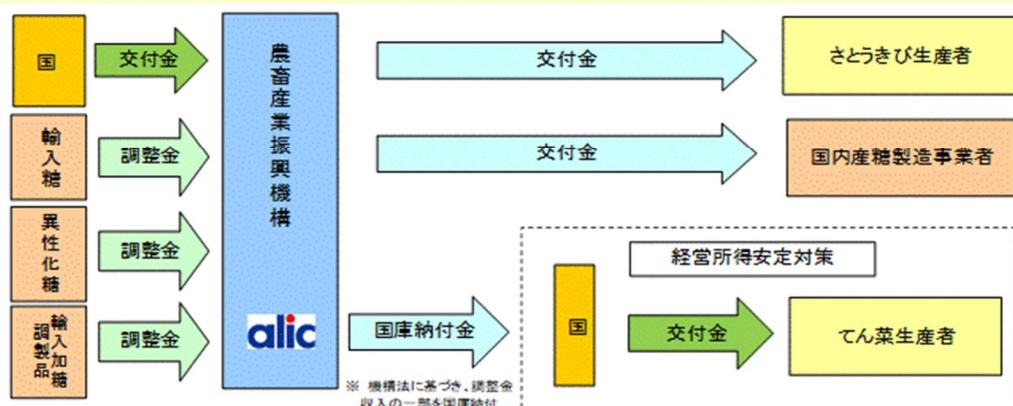
■制度の仕組み

輸入糖と国内産糖との内外コスト格差を是正するため、①輸入糖等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格（販売価格のうち、生産者の取り分）は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成されています。



■事業の流れ



【令和6年度交付実績：40,834百万円】

○でん粉価格調整制度

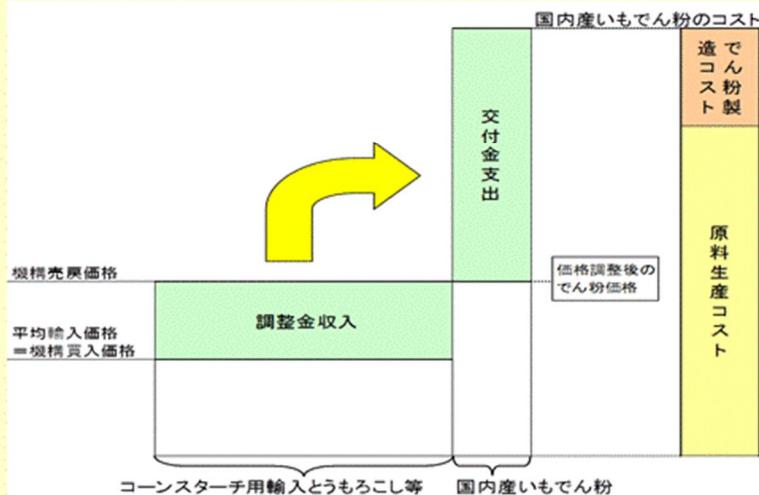
■制度の目的

でん粉価格調整制度は、価格の安いコーンスター用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、それを財源として、でん粉原料用かんしょ生産者や国内産いもでん粉製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図り、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的としています。

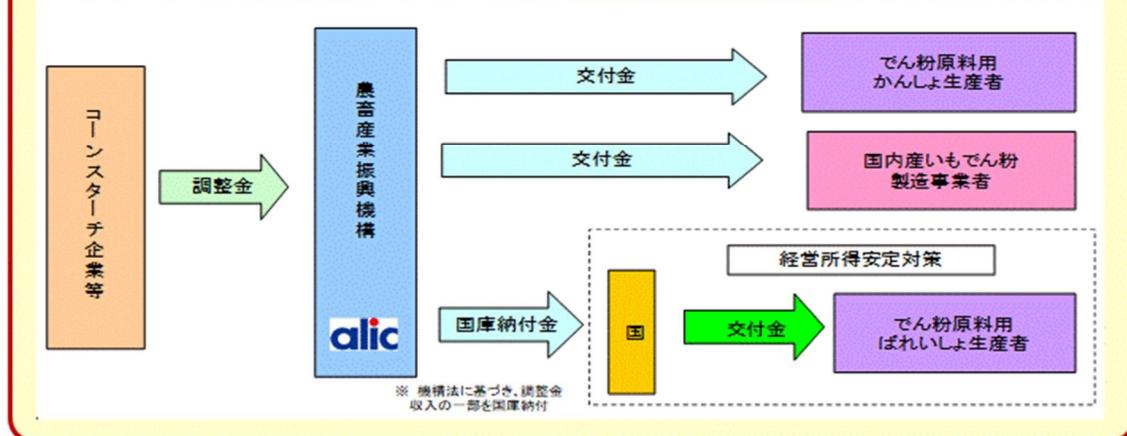
■制度の仕組み

でん粉については、価格調整制度の下、コーンスター用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスター等と国内いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、①コーンスター用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。

原料作物の取引価格(販売価格のうち、生産者の取り分)は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式(収入分配方式)により形成されています。



■事業の流れ



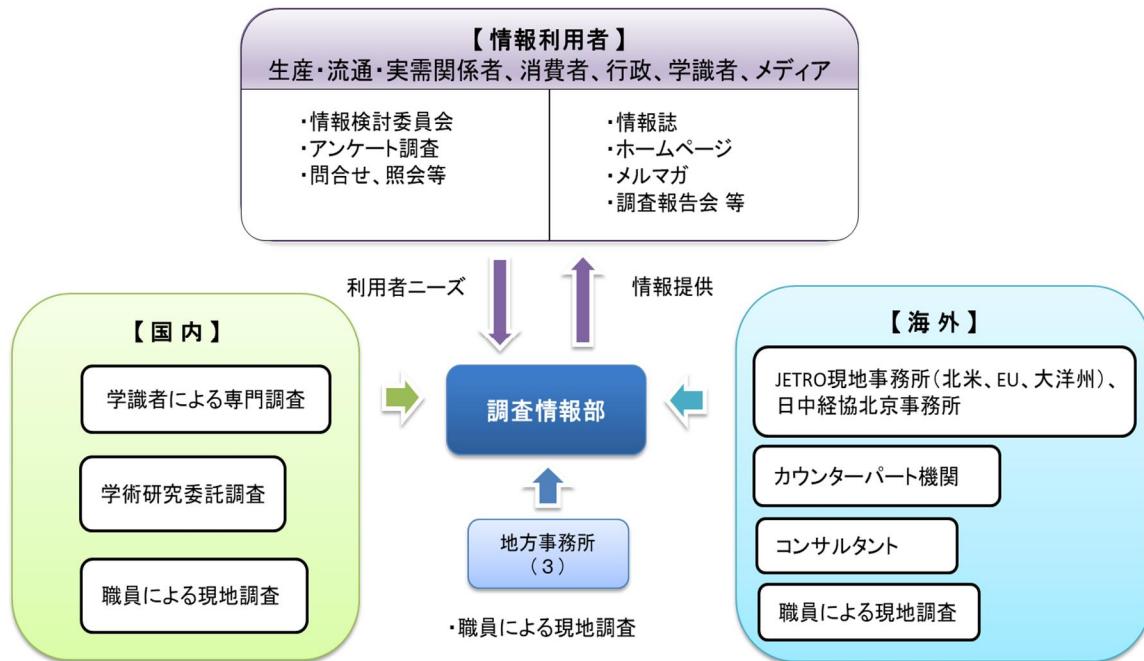
【令和6年度交付実績：9,139百万円】

(5) 情報収集提供

○情報収集提供業務

■業務の概要

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の生産及び流通に関する情報(需給の判断に資する情報など)を収集・整理し、農畜産物の需給に係る判断や経営安定に資するため、広く生産者等に適時適切に提供すること目的としています。



【令和6年度業務実績：335百万円】

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

「6 中期計画及び年度計画」をご参照ください。

(2) 自己評価（令和6年度項目別評定総括表）

項目	評価（注）	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	B	82,285,603千円
2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	73,092,523千円
3 野菜関係業務	B	6,523,674千円
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務	B	50,698,279千円
5 情報収集提供業務	B	527,604千円
第2 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化による経費の削減	B	
2 役職員の給与水準の検証	B	
3 調達の合理化	B	
4 業務執行の改善	B	
5 機能的で効率的な組織体制の整備	B	
6 補助事業の効率化等	B	
7 デジタル化の推進による業務の効率化	A	
8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画等に関する事項		
1 財務運営の適正化	B	
2 資金の管理及び運用	A	
第4 短期借入金の限度額		
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする	—	
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする	B	
3 でん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする	B	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	

2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付	B	
3 所有する職員宿舎の廃止に向けた取組	B	
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
第7 余剰金の使途	—	
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 ガバナンスの強化	B	
2 職員の人事に関する計画	B	
3 情報公開の推進	B	
4 消費者等への広報	A	
5 情報セキュリティ対策の向上	B	
6 施設及び設備に関する計画	—	
7 積立金の処分に関する事項	B	
8 長期借入れを行う場合の留意事項	—	

(注) 評価区分

S : 項目の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある

A : 項目の達成度合が 120%以上

B : 項目の達成度合が 80%以上 120%未満

C : 項目の達成度合が 60%以上 80%未満

D : 項目の達成度合が 60%未満

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評定(注)	B	—	—	—	—
理由	※令和6年度の主務大臣による総合評定は、審査中です(令和7年6月30日現在)。				

(参考) 前期中期目標期間（第4期）における主務大臣による総合評定

期間評価総合評定	B
----------	---

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評定(注)	B	B	B	B	B

(注) 評価区分

S : 総合評価の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある

A : 総合評価の達成度合が 120%以上

B : 総合評価の達成度合が 80%以上 120%未満

C : 総合評価の達成度合が 60%以上 80%未満

D : 総合評価の達成度合が 60%未満

業務実績評価結果の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/hyoka.html>

11 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

区分	予 算	決 算	差額理由
収入			
運営費交付金	3,073	3,073	
国庫補助金	4,827	4,823	
その他の政府交付金	127,079	127,079	
業務収入	67,317	65,290	
その他収入	275,803	80,237	(注1)
計	478,100	280,502	
支出			
業務経費	398,191	196,015	(注2)
借入金償還	70,400	63,919	
人件費	2,694	2,559	
一般管理費	1,081	750	(注3)
その他の支出	297	157	(注4)
計	472,664	263,401	

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 業務経費が見込より下回ったことによる減等

(注2) 交付金の発動が見込より下回ったことによる減等

(注3) 支払消費税が見込より下回ったことによる減

(注4) 当年度の借入金が見込より下回ったことによる減

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

12 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表 (令和7年3月31日)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	293,998	流動負債	74,576
現金及び預金（※1）	288,166	運営費交付金債務	518
有価証券	3,600	預り補助金等	1,084
その他	2,232	短期借入金	59,602
		未払金	10,438
固定資産	54,608	その他	2,935
有形固定資産	766		
無形固定資産	2	固定負債	297,887
投資その他の資産	53,840	資産見返負債	316
投資有価証券	44,057	長期預り補助金等	295,736
関係会社株式	8,138	退職給付引当金	1,835
投資評価引当金	△ 70		
その他	1,715		
		負債合計	372,463
		純資産の部（※2）	金額
		資本金	30,555
		政府出資金	30,555
		繰越欠損金	57,099
		評価・換算差額等	2,688
		関係会社株式評価差額金	2,688
		純資産合計	△ 23,857
資産合計	348,606	負債純資産合計	348,606

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(2) 行政コスト計算書 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：百万円)

区分	金額
I 損益計算書上の費用	198,018
業務費（※3）	195,980
一般管理費（※4）	1,797
その他（※5）	199

臨時損失（※6）	42
Ⅱ 行政コスト合計	198,018

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(3) 損益計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日） (単位：百万円)

科 目	金 額
経常費用（A）	197,976
業務経費（※3）	195,980
交付金	115,758
補助金	41,873
国庫納付金	13,424
人件費	1,416
減価償却費	31
その他	23,478
一般管理費（※4）	1,797
人件費	1,062
減価償却費	56
その他	679
その他（※5）	199
経常収益（B）	200,355
運営費交付金収益	2,533
補助金等収益	132,464
事業収入	64,379
その他	979
臨時損失（C）（※6）	42
臨時利益（D）	1,607
前中期目標期間繰越積立金取崩額（E）	731
当期総利益（B-A-C+D+E）	4,676

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(4) 純資産変動計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日） (単位：百万円)

	資本金 合計	利益剰余金（又は繰 越欠損金（△）） 合計	評価・換算 差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	30,555	△ 61,044	2,508	△ 27,981
当期変動額				
利益剰余金（又は繰 越欠損金（△）の当 期変動額（純額）		3,944		3,944
評価・換算差額等の 当期変動額（純額）			180	180
当期変動額合計	—	3,944	180	4,124
当期末残高（※2）	30,555	△ 57,099	2,688	△ 23,857

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 6,723
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 21,522
人件費支出	△ 2,550
事業費支出	△ 178,496
一般管理費支出	△ 703
その他業務支出	△ 42
運営費交付金収入	3,073
補助金等収入	140,656
事業収入	64,936
国庫納付金の支払額	△ 13,424
政府交付金の精算による返還金の支出	△ 482
その他収入・支出	1,831
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 26,139
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 8,202
IV 資金増加額（△資金減少額） (D=A+B+C)	△ 41,063
V 資金期首残高 (E)	172,529
VI 資金期末残高 (F=D+E) (※7)	131,466

(注1) キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金（※1）	288,166 百万円
うち定期預金	156,700 百万円
(差引) 資金残高（※7）	131,466 百万円

(注2) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/zaimu.html>

1.3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

各財務諸表の概要

(1) 貸借対照表

(資産)

令和6年度末現在の資産合計は348,606百万円と、前年度比14,694百万円減（前年度363,300百万円、4.0%減）となっています。これは、現金及び預金が288,166百万円と、前年度比17,363百万円減（前年度305,529百万円、5.7%減）となったことが主な要因です。

(負債)

令和6年度末現在の負債合計は372,463百万円と、前年度比18,818百万円減（前年度391,281百万円、4.8%減）となっています。これは、長期預り補助金等が295,736百万円と、前年度比13,786百万円減（前年度309,523百万円、4.5%減）となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和6年度の損益計算書上の費用並びに行政コストは198,018百万円と、前年度比63,524百万円減（前年度261,542百万円、24.3%減）となっています。これは、畜産勘定における畜産業振興事業費が39,218百万円と、前年度比57,957百万円減（前年度97,176百万円、59.6%減）となったことが主な要因です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和6年度の経常費用は197,976百万円と、前年度比63,146百万円減（前年度261,121百万円、24.2%減）となっています。これは、畜産勘定等における補助金が41,873百万円と、前年度比59,548百万円減（前年度101,421百万円、58.7%減）となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和6年度の経常収益は200,355百万円と、前年度比47,451百万円減（前年度247,806百万円、19.1%減）となっています。これは、補助金等収益が132,464百万円と、前年度比57,594百万円減（前年度190,058百万円、30.3%減）となったことが主な要因です。

(臨時利益)

令和6年度の臨時利益は1,607百万円と、前年度比330百万円増（前年度1,277百万円、25.8%増）となっています。これは、過年度補助事業費返還金等の額が1,604百万円と前年度比340百万円増（前年度1,264百万円、26.9%増）となったことが主な要因です。

なお、畜産業振興事業において補助金返還命令を発出したもののうち、令和6年度末において1件1,659百万円が未返還となっています。

(当期総損益)

上記損益の状況に臨時損失42百万円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額731百万円を計上した結果、令和6年度の当期総利益は、4,676百万円と前年度比16,310百万円増（前期総損失11,634百万円）となっています。

(4) 純資産変動計算書

令和6年度末の純資産は△23,857百万円と、前年度比4,124百万円増（前期純資産△27,981百万円）となっています。これは、繰越欠損金が57,099百万円（前期繰越欠損金61,044百万円）となったことが主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△6,723百万円と、前年度比82,070百万円増（前年度△88,792百万円）となっています。これは、畜産業振興事業費支出が△39,458百万円と、前年度比56,886百万円増（前年度△96,343百万円）となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△26,139百万円と、前年度比12,947百万円減（前年度△13,192百万円）となっています。これは、定期預金の預入による支出と定期預金の払戻による収入との収支差が△23,700百万円と、前年度比6,400百万円減（前年度△17,300百万円）となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△8,202百万円と、前年度比17,869百万円減（前年度9,667百万円）となっています。これは、短期借入れによる収入と短

期借入金の返済による支出との収支差が△4,317百万円と、前年度比14,487百万円減（前年度10,170百万円）となったことが主な要因です。

14 内部統制の運用に関する情報

a1icは、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めておりますが、その推進の中心となるものとして、内部統制委員会を置いています。

また、内部統制委員会は、「独立行政法人農畜産業振興機構の内部統制に関する基本方針」に定めるところにより、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守しつつ、業務を有効かつ、効率的に実施することを目的として設置されており、令和6年度においては、5月に開催し、内部統制に関する改善方針等について審議を行いました。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

平成15年10月 農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の統合により独立行政法人農畜産業振興機構として設立

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

ア 農畜産業振興事業団

昭和36年12月 畜産振興事業団設立

昭和40年 8月 糖価安定事業団設立

昭和41年 3月 日本蚕糸事業団設立

昭和56年10月 糖価安定事業団と日本蚕糸事業団を統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団設立

平成8年 10月 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合し、農畜産業振興事業団が設立

イ 野菜供給安定基金

昭和51年10月 設立

第1期中期目標期間 平成15年10月～平成20年3月

平成17年10月 神戸事務所廃止

平成19年10月 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付の業務の開始

〃 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの業務の開始

平成19年12月 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡及び宮崎の事務所廃止

平成20年 1月 鹿児島事務所開設（鹿児島分室（平成19年4月開設）を改組）

第2期中期目標期間 平成20年 4月～平成25年3月

平成 20 年 4 月	蚕糸業経営安定対策事業への補助の業務の廃止
//	生糸の買入れ及び売渡しの業務の廃止
//	繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業（蚕糸業振興事業）への補助の業務の廃止
平成 22 年 8 月	シンガポール駐在員事務所廃止
平成 23 年 3 月	ワシントン、ブエノスアイレス、ブリュッセル、シドニー駐在員事務所廃止
第 3 期中期目標期間	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
第 4 期中期目標期間	平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月
平成 30 年 12 月	肉用牛及び肉豚についての交付金の交付の法制化業務の開始
//	輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務の開始
第 5 期中期目標期間	令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）

(3) 主務大臣

農林水産大臣